

指定紛争解決機関の紛争解決等業務実施状況 (平成24年度上半期)

【目 次】

1. 苦情処理手続受付件数(22年10月以降、半期別の推移)
2. 紛争解決手続受付件数(22年10月以降、半期別の推移)
3. 苦情処理手続における結果の比較(23年度と24年度上半期)－終了事由別
4. 紛争解決手続における結果の比較(23年度と24年度上半期)－終了事由別
5. 苦情処理手続における結果の比較(23年度と24年度上半期)－終結期間別
6. 紛争解決手続における結果の比較(23年度と24年度上半期)－終結期間別

【参考】指定紛争解決機関別の和解状況(24年度上半期)

(本資料における共通注意事項)

※1

各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成したものである。

※2

各指定紛争解決機関は22年10月1日から紛争解決等業務を開始(証券・金融商品あっせん相談センターを除く)。

※3

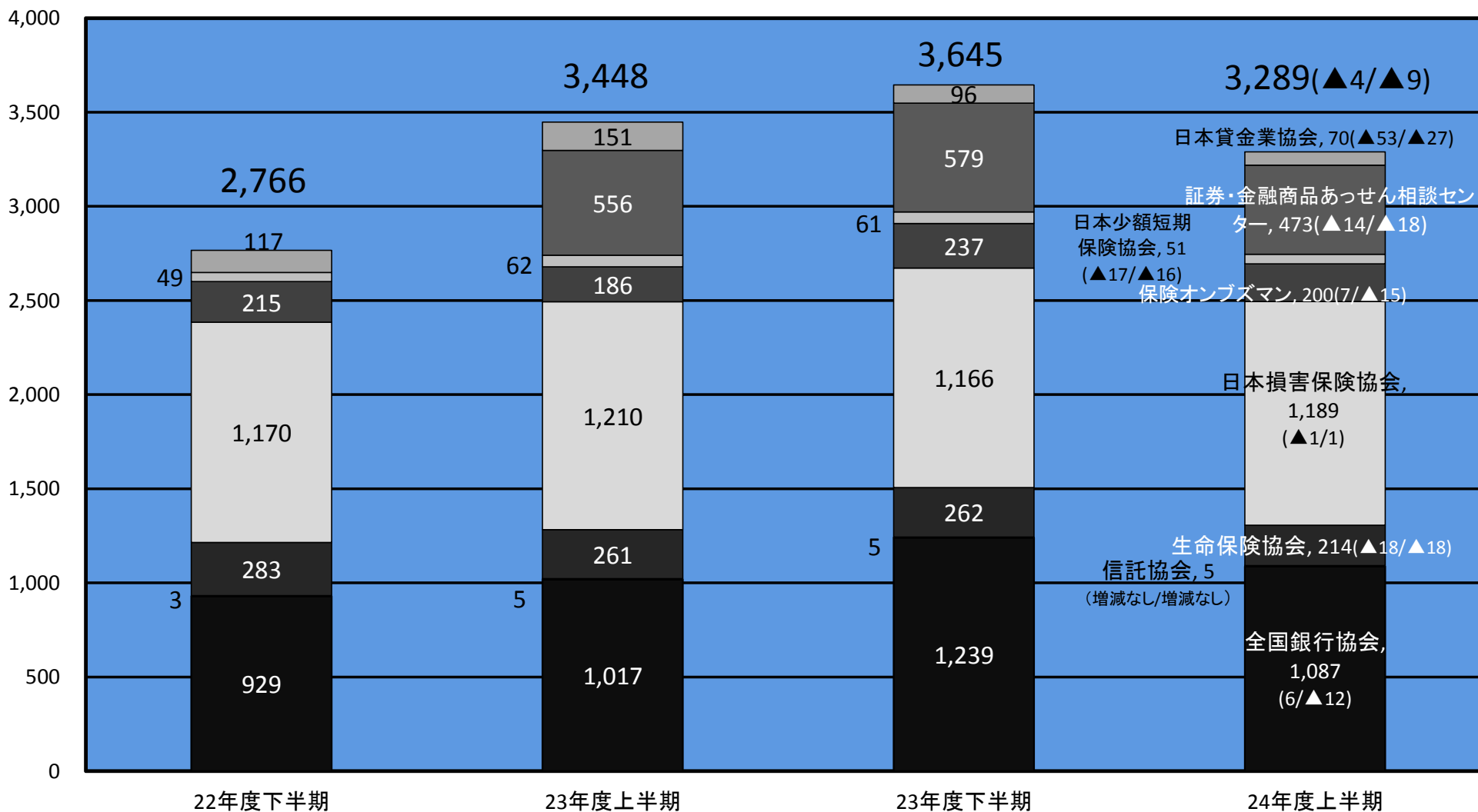
証券・金融商品あっせん相談センターは、23年4月1日から紛争解決等業務を開始。

※4

計数は速報値である。

1. 苦情処理手続受付件数（22年10月以降、半期別の推移）

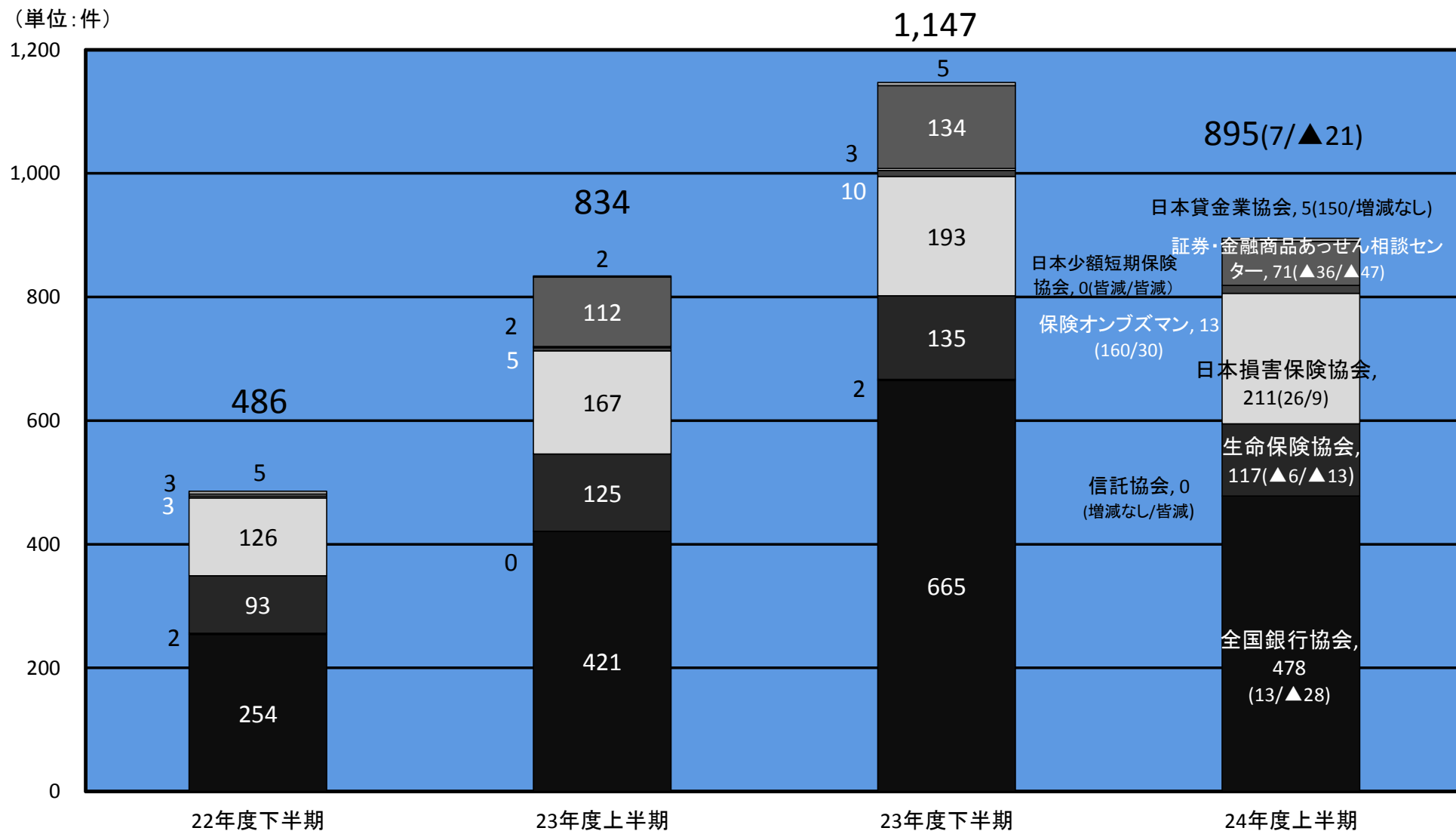
（単位：件）



（注1）（ ）内は、左が対前年同期比伸び率(%)、右が対前期比伸び率(%)を表している。

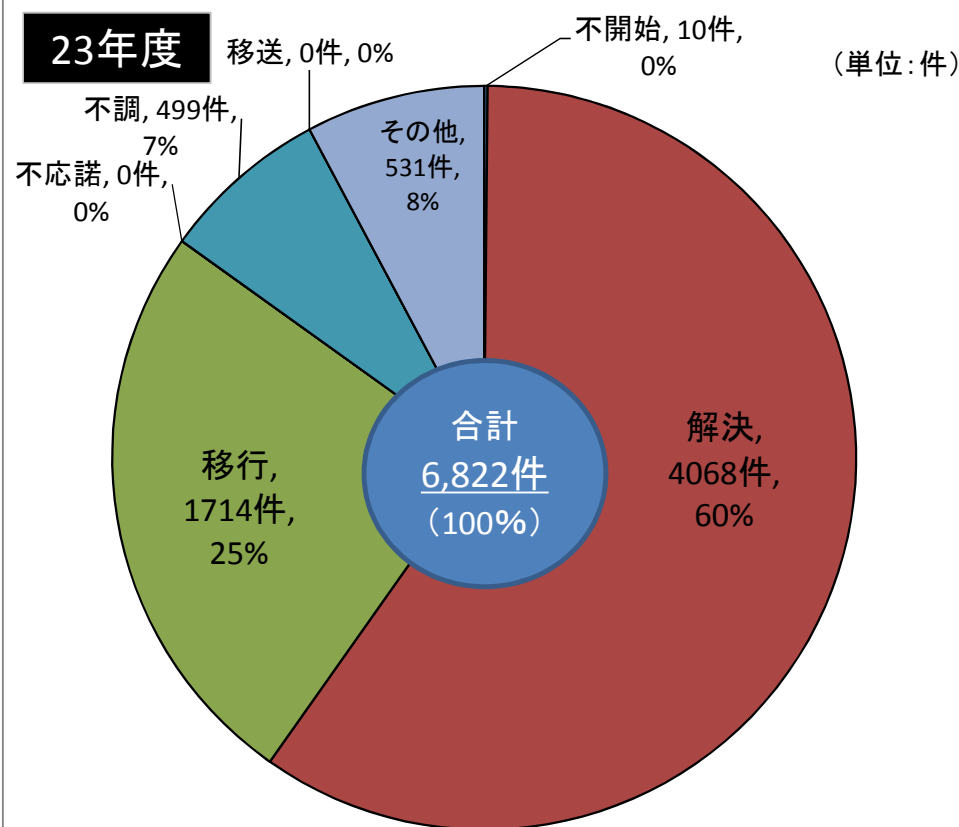
（注2）証券・金融商品あっせん相談センターは、平成23年4月1日から指定を受けた紛争解決等業務を開始。

2. 紛争解決手続受付件数（22年10月以降、半期別の推移）



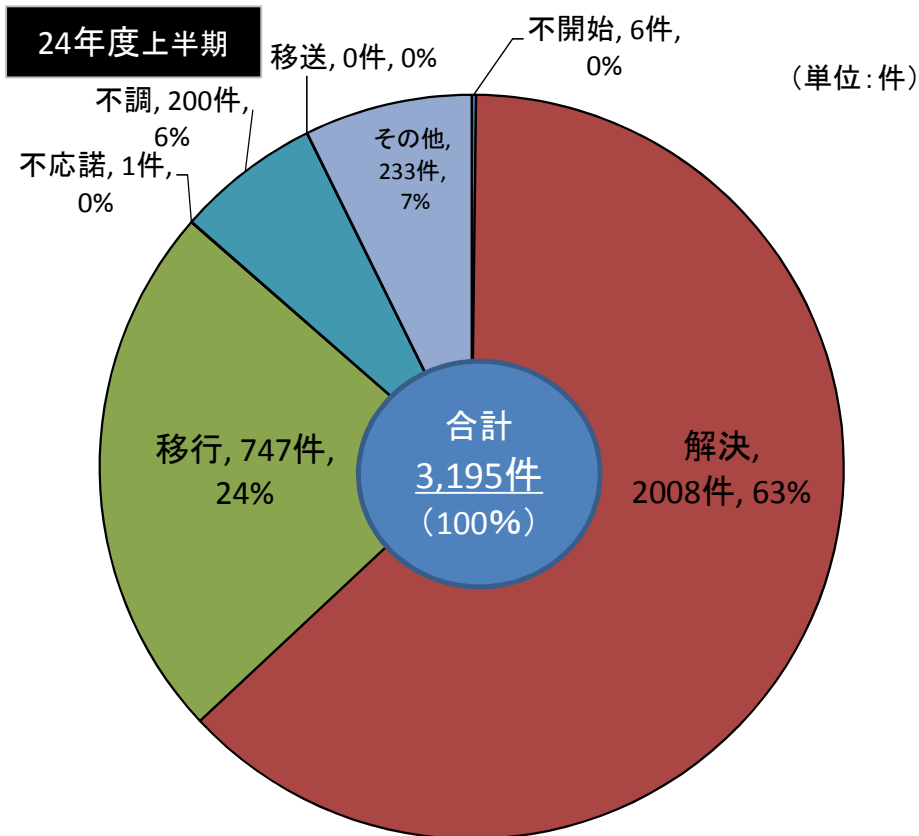
3. 苦情処理手続における結果の比較（23年度と24年度上半期）一終了事由別

- 不開始：手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決：手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行：苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾：金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調：苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの（移行を除く）。
- 移送：指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
- その他：苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。



(注) 終結件数には、指定前に受付し、指定後に終結した件数を含む。

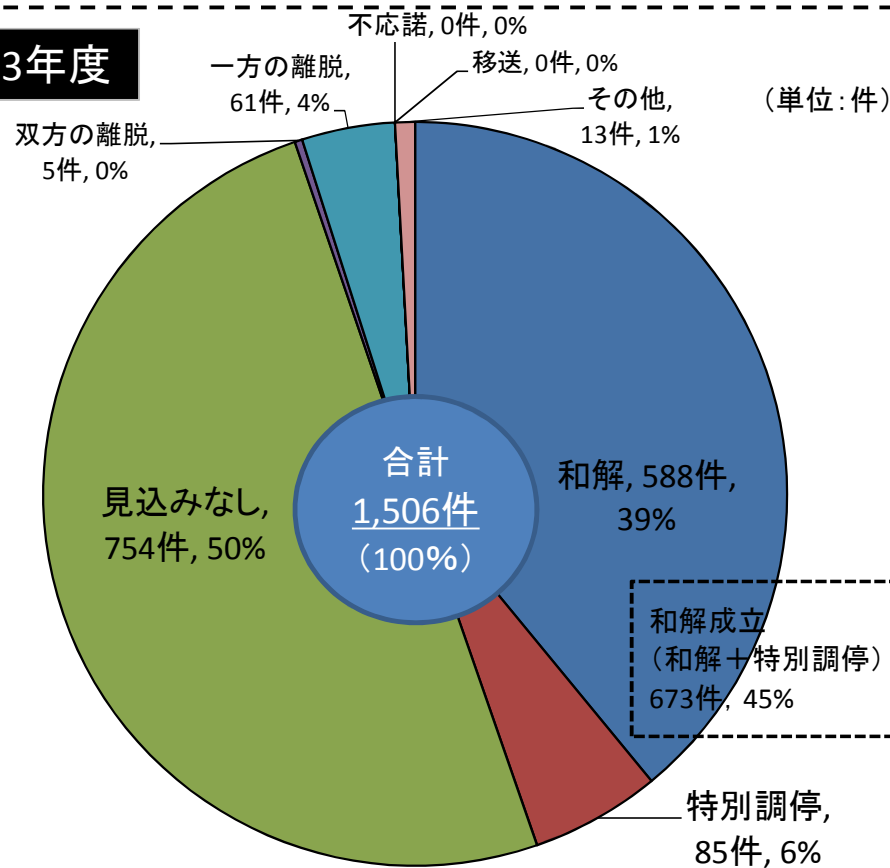
- 不開始：手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決：手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行：苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾：金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調：苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの（移行を除く）。
- 移送：指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
- その他：苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。



4. 紛争解決手続における結果の比較（23年度と24年度上半期）一終了事由別

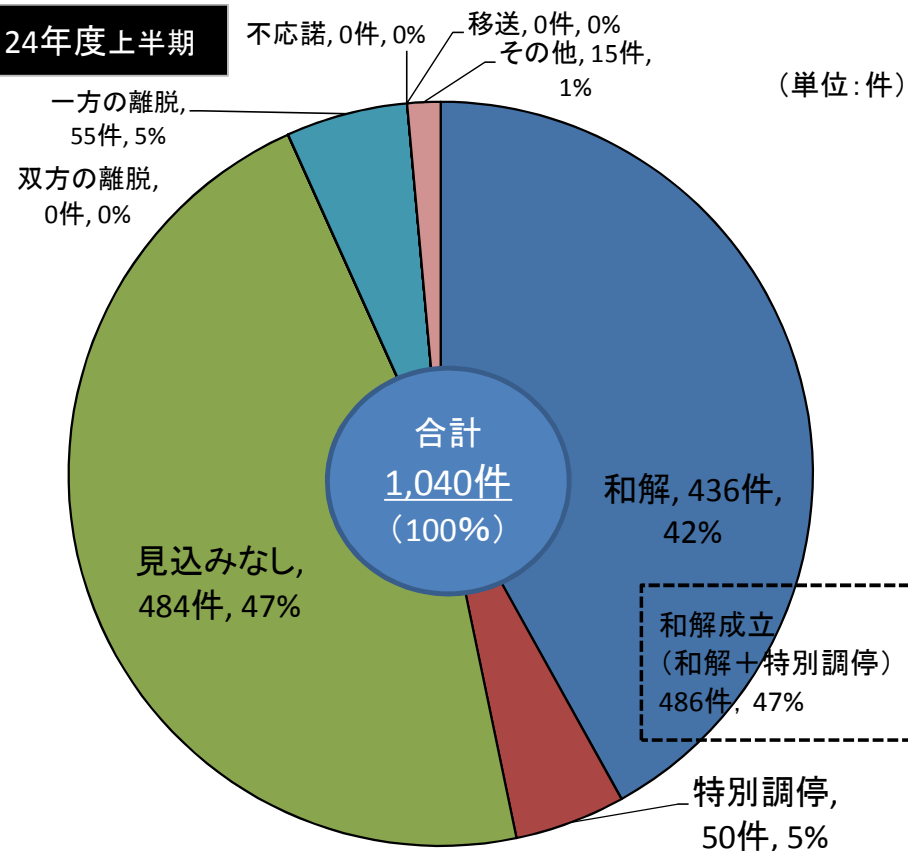
- 和解 : 紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
- 特別調停 : 紛争解決委員が提示する特別調停案により解決したもの。
- 見込みなし : 紛争解決委員が、紛争解決手続では和解成立の見込みがないと判断して終了したものなど。
- 双方の離脱 : 紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
- 一方の離脱 : 紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
- 不応諾 : 顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
- 移送 : 紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
- その他 : 紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

23年度



(注) 終結件数には、指定前に受付し、指定後に終結した件数を含む。

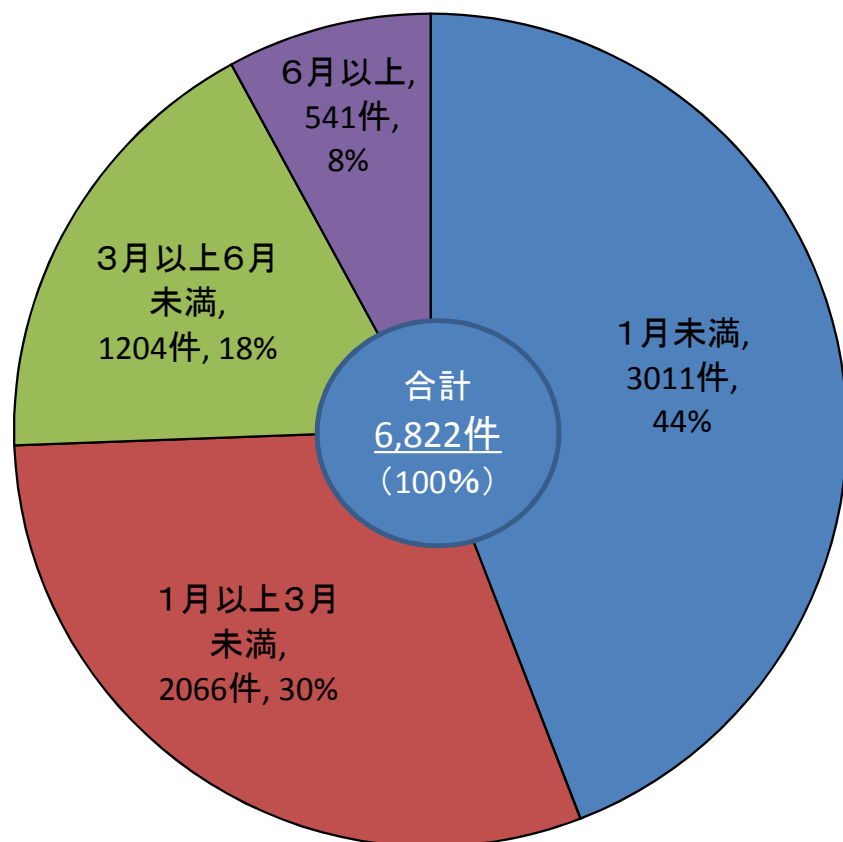
24年度上半期



5. 苦情処理手続における結果の比較（23年度と24年度上半期）－終結期間別

23年度

(単位:件)

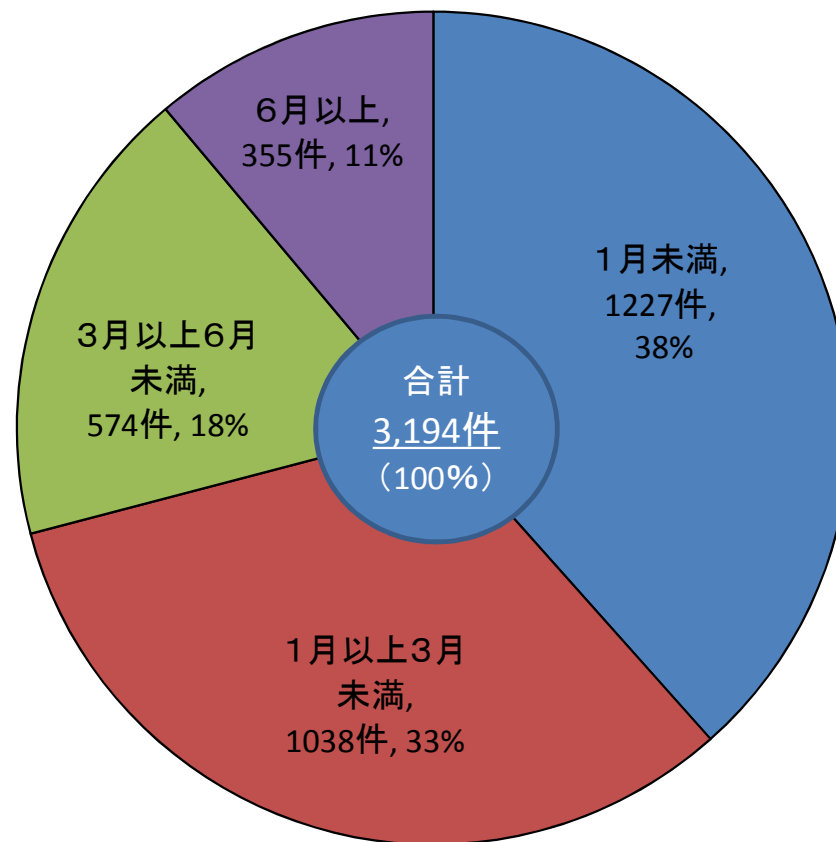


(注1)「不応諾」及び「移送」は除く。

(注2)終結件数には、指定前に受付し、指定後に終結した件数を含む。

24年度上半期

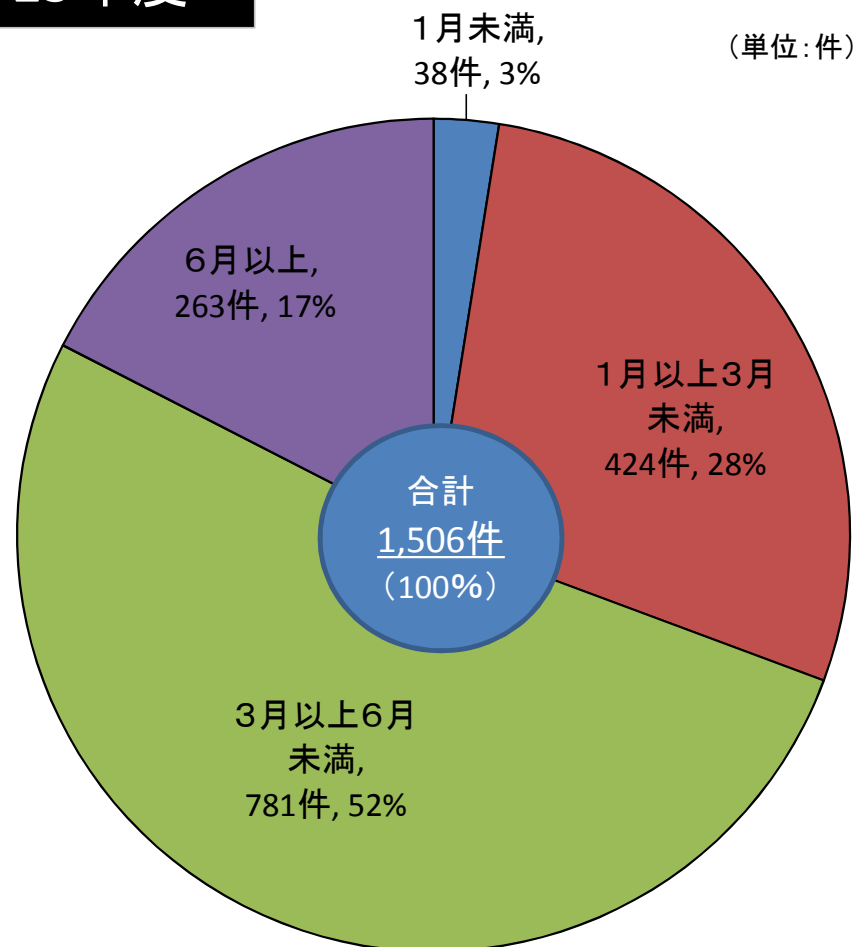
(単位:件)



(注)「不応諾」及び「移送」は除く。

6. 紛争解決手続における結果の比較（23年度と24年度上半期）－終結期間別

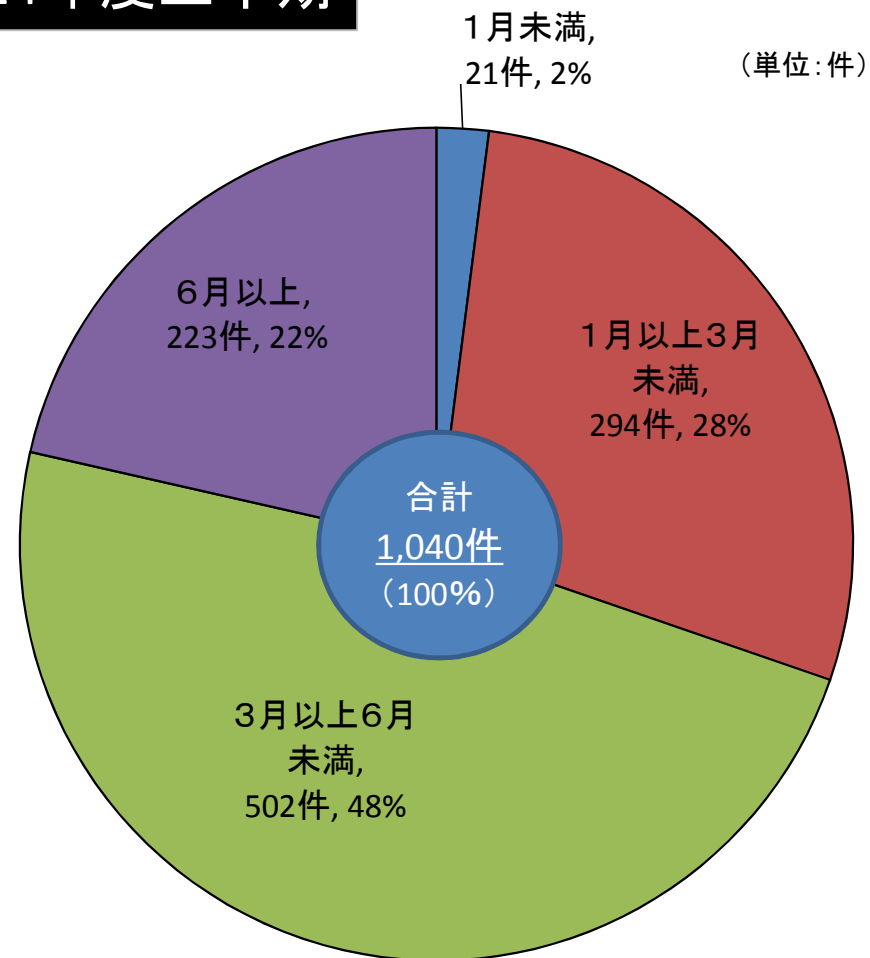
23年度



(注1)「不応諾」及び「移送」は除く。

(注2)終結件数には、指定前に受付し、指定後に終結した件数を含む。

24年度上半期



(注)「不応諾」及び「移送」は除く。

【参考】指定紛争解決機関別の和解状況（24年度上半期）

（単位：件）

（指定紛争解決機関名）	終結件数(a)	和解件数(b) （特別調停を含む）	和解割合(b/a)
全国銀行協会	589	367	62%
信託協会	1	1	100%
生命保険協会	130	25	19%
日本損害保険協会	209	55	26%
保険オンブズマン	14	6	42%
日本少額短期保険協会	1	1	100%
証券・金融商品あっせん相談センター	92	30	32%
日本貸金業協会	4	1	25%
合計	1,040	486	47%